

一九七七年一二月一〇日第三種郵便物認可

発行所 || 社会通信社

発行人 || 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コ一ボ幡ヶ谷九〇四 電話(03)3377-4649

FAX(03)3299-5367

振替 || 〇〇一〇〇一九一五八四三一 労金 || 東京労金本店 No 1154163

購読料 || 月額 600円

6カ月前納制

## くもくじ

### 卷頭言

第二一段階に入つた国鉄闘争 ..... 2

資料 1 不当きわまりない判決（国労・同弁護団・中央共闘の声明） ..... 3

資料 2 「判決」を新たに闘いの出発点に（国労コメント） ..... 4

資料 3 不当労働行為の責任は「国鉄」（民事一部「判決理由要旨」） ..... 5

資料 4 誠に遺憾、今後の対応を検討（中労委員長談話） ..... 6

資料 5 東京地裁の関係者の努力に敬意（JR北海道会社談話） ..... 6

資料 6 国労の運動方針転換を期待（JR西会社談話（要旨）） ..... 6

資料 7 判決契機に早期解決を期待（労働大臣談話） ..... 7

資料 8 勝利めざし、ひるむことなくたかおう（新社会党「声明」） ..... 7

資料 9 解決のための話し合いに入れ（社民党中央幹事長 伊藤茂） ..... 7

資料 10 判決契機に解決はかれ（民主党幹事長 羽田孜） ..... 8

資料 11 国労は路線転換はかれ（東京地裁判決）に対するJR連合の見解 ..... 8

資料 12 判決は遺憾、中労委は強い態度で対処を（中労委委員 鳩田一夫） ..... 9

資料 13 不当労働行為の責任 宙に（朝日新聞）解説 ..... 9

資料 14 一日も早い職場復帰と不当労働行為の根絶を（全労協・声明） ..... 9

資料 15 政府、JRが責任をもつて解決を（全労連事務局長 熊谷金道） ..... 10

資料 16 明日からまたがんばりましょう（お父さんへ） ..... 10

資料 17 運輸大臣、和解促す（日経新聞、五月二九日夕刊） ..... 11

アメリカンバブル「崩壊」に危機感 一日経連総会で会長が言及 ..... 12

世界をゆさぶるアジア 金融危機、政治危機、核実験 ..... 13

『科学的社会主義』誌の発刊」「再建・社会主義協会」が出発・進行 ..... 14

読者からのおたより ..... 15

編集部だより ..... 15

# 旬刊社会通信

NO. 705

一九九八年六月一一日号

一九九八年六月一一日発行  
(毎月一日・二日・二二日三回発行)

## 第一段階に入つた国鉄闘争

東京地裁判決に関連して

五月二八日午前九時すぎ、東京地裁前は「勝利！」への強い期待と一抹の不安で緊張する闘争団と家族、国労、支援労組の仲間と組合旗で埋めつくされた。時計を見る。時刻は十時半。いよいよだ。報道陣のカメラ、そしてこの日を待ちに待った幾千、幾万の目が地裁正面を見つめる。

「来た！」だが、ようすがおかしい。裁判に臨んだ国労指導者は正面を凝視し、まつすぐ宣伝カーへ。重要裁判恒例の判決内容を示すタレ幕はない。後を追いかける報道陣。宣伝カーに上がり、マイクをにぎる。「判決は中労委命令を取り消す、きわめて悪らつな不当判決。地裁の暴挙をだんこ糾弾、さらにたたかいで臨む」。

「そんなバカな」、「法と正義はどこへ行つたのか」。怒り、無念さが顔に浮かぶ。唇をかみしめる闘争団員、「じつかりしなきや」と自分に言い聞かせるかのようにそつと目に手をやる闘争団家族たち。「不当判決糾弾！」のシュプレヒコールが霞ヶ関一帯にひびく。第二の首切りから十二年、国鉄「分割・民営化」攻撃から十七年の歳月をたたかいつづけた闘争団・家族の仲間たち、そしてみんなが「よかつた！」との判決を今日に託してきた。その期待は裏切られた。東京地裁は第二次大戦後の労働法制に引導を渡した。それでも恐ろしいのは国家権力という「怪物」だ。おのれの罪を法律を平然と変えることにより、おおいからしくしてしまう。

国鉄「分割・民営化」の首謀者であつた輩（やから）が、いま政治権力、巨大企業の中枢にある。悪名高き「大黙位」、亀井正夫（社会経済生産性本部・政治改革推進協議会議長）は「闇世界」のドンとして君臨する。彼らの下で雑巾がけしたのが橋本首相に前職相の三塚等々。さらに国鉄「三バカ」トリオはJR東、東海、西会社社長・会長といったよう。そして今、国鉄「分割・民営化」をモデルに、国家改造計画が進む。

国鉄闘争はだれもが口にしたように「国家的不当労働行為」とのたたかいだつた。こんどの判決で「国家的不当労働行為」とのたたかいが、いかなる質と量をもたねばならぬかをあらためて考えさせてくれたのではないか。

「JRに責任なし、中労委命令取り消し」を宣告した十一部判決は他方で、「国鉄が行つた不当労働行為に対する救済は、国鉄、ひいては清算事業団との間でなされるべきもので、一切救済が受けられないわけではない」とムチとアメを駆使し、和解を示唆するかのように国労に譲歩をせまつている。それに呼応するかのごとく、政治・政府の役割を強調する論調が目立つ。

「『不得』になつてはならない」というJRの考えは、多くの広域配転者や退職者のことを思えば当然だ。しかし、それを避けつつ解決を図る道がないわけではない。関係者は知恵をしぼってほしい」（『読売』社説五月二九日）、「解決はもはや政治的な決断しかあるまい。JRへの移行に伴う大幅な人員削減は国鉄改革法により政府が合法化したものだつた。その意味で『一〇四七人問題』は二八兆円に上る長期債務とともに解決の一義的な責任を政府が負うべきだと考える。政府が解決のリーダーシップをとるよう強く望みたい」

（『毎日』、同）、「この異常な状態をいつまでも放置することは許されない。いま首相は自身の言（所属組合によつて選別することは、あつてはならない）を思い起こし、和解に向けた仲介に乗り出すべきである」（『朝日』、同）、「解雇から十二年めを迎へ、新たな段階に入つた千四十七人の解雇撤回・JR復帰のたたかいは、政府の責任でJRを解決のテープルに着かせ、早期解決をはかることがあります求められています」（『赤旗』解説、同）と。

国鉄闘争はこの日の「判決」で新たな段階に入った。「東京地裁勝利判決をかちとる5・21中央集会」で国労闘争団全国連絡会議の神宮義秋議長は、「判決は終着駅でもなく、最終電車でもない。和解を拒否し、解決を引き延ばしてきたJRに責任をとつてもらう。『JRに責任あり』を出発進行の合図にゴールのテープを切るまで奮闘する」と語った。

「JRに責任あり」とはならなかつた。しかし、判決は終着駅でもなければ、最終電車でもない。『寄り道』に時間がかかるということだ。

国労そして国労闘争団・家族の思いはわかる。新たな段階に入った国鉄闘争の戦略をどう切り拓くか。十二年余のたたかいをふり返り、「ゴールのテープを切る」その体制づくりが問われている。

（滝野 忠）

## ◇資料1 声明（国労・同弁護団・中央共闘） ◇ 不 当 き わ ま り な い 判 決

本日、東京地方裁判所民事第一一部（萩尾保繁裁判長）と民事第一九部（高世三郎裁判長）は、国鉄の分割民営化の際に国労組合員がJRに採用されなかつたことを不当労働行為であるとしてJR北海道、JR九州、JR東日本、JR東海、JR西日本、JR貨物などに対し公正な採用手続の実施や採用などを命じた中央労働委員会命令の取消を求める行政訴訟（原告JR各社、被告中央労働委員会、被告補助参加人国鉄労働組合）において、判決を言い渡した。一九部の判決はJRの不当労働行為責任を認めたが、一部はこれを否定する判決を言い渡した。

一九部の判決は、改革法のもとにおいても、国鉄が名簿の作成において国労組合員を排除し、そのことを設立委員が認識し又は認識可能であつたならば設立委員ひいてはJRが責任を負うべきものとし、「改革法二三条によりJRが責任を負う余地はない」とするJRの主張に対しても、「改革法をもつてしても労働組合法七条の規定の適用を排除することは許されない」としてこれを排斥した。（しかし、判決は、救済方法としては「採用手続きのやり直し」を命ずるべきであるとして命令を取り消した。）

これに対し、一部の判決は、国鉄改革法全体の構造と国会審議の経過などを無視し、改革法二三条を極めて形式的に解釈して、国鉄が作成した「名簿」に不当労働行為が存したとしても、その責任は国鉄（清算事業団）が負うべきものであり、JRには責任がないとしたものである。しかしこのような判断は、これまでの判例や労働委員会命令及び学説の流れを無視した極めて不当な判断であり、厳然として存在した史上空前ともいえる不当労働行為を免罪し、不当労働行為救済制度を否定するものである。我々は、このような不当な判決に強く抗議する。

民事一九部は、行政訴訟における司法判断としては初めてJRの不当労働行為責任を認め、他方、民事一部は不当労働行為の責任は国鉄（清算事業団）が負うべきものとした。一部の判決の不当性は別として、本日の二つの判決は、本件不当労働行為は、JRと清算事業団すなわち政府の責任において解決するべきことが司法の名において示したということができる。

政府の責任については、本年四月一四日の参議院本会議において、橋本首相自ら、「本件につきましては、来月末に裁判所の判決が予定されていると聞いております。政府としては、これが問題解決の契機になり得ると考えられることから、関係者の今後の対応を見守りながら、引き続き努力していきたいと考えている」と述べているところである。

国労組合員について組合所属を理由とする差別的採用の不当労働行為が存在したことは多くの地労委、中労委命令によつて明確に判断されている。その国労組合員が職場を奪われてから一一年、清算事業団から解雇されてから八年が経過し、本人と家族の苦しみは一刻も放置できない状況であり、本件紛争が早期抜本的な解決が求められていることは疑いのないところである。我々は、政府とJRが、責任をもつて本件紛争の解決に取り組むよう強く要求するとともに、早期抜本的な解決へ向けてさらに奮闘する決意である。

#### ◇資料2 国労コメント（一九九八・五・二八）◇

### 「判決」を新たな闘いの出発点に

本日、東京地裁民事一二部は、JR不採用事件について、「不当労働行為の責任はJRにあり」とする中労委命令を事実上取り消し、民事一九部は、「JRに責任はある」としながらも、「採用」命令を退けるという判決を言い渡した。

国鉄分割・民営化の過程で行なわれた不当労働行為事件が、地方労働委員会から中央労働委員会へ、さらに裁判所へと係争され、一一年余にわたる歳月を経て示された民事一部の司法判断は、労働委員会の命令を基本において退けており、誠に遺憾であるといわざるを得ない。

本判決は、一一年余の間、筆舌に尽くしがたい苦しみに耐え、ひたすら法と正義の実現を信じて闘い続けてきた組合員・家族の期待をも裏切るばかりでなく、第三者機関である労働委員会の不当労働行為救済制度をも覆す判決であり、到底容認できるものではない。

このうえは、中労委と十分相談のうえ、控訴等強い姿勢でのぞむとともに、政府が、この事態を座視することなく、国鉄改革によつて産み落とされた一一年余にわたる労使紛争に終止符を打つため、政・労・使による話し合いによる解決を決断するよう強く求める。

私たちは、民事一九部が認めたJRの使用者責任と民事一部が指摘した国鉄および国鉄清算事業団の責任を徹底的に追及するとともに、本判決を新たな闘いの出発点とすることを明らかにする。

この間の組合員・家族の奮闘に心から敬意を表すると共に、私たちを常に支え、共に闘いの歳月を歩みつづけてきた全国の支援の仲間の皆さんの誠意に重ねて感謝申し上げ、一日も早い解決を実現させるために、全力を傾注する決意である。

## 不 当 労 働 行 為 の 責 任 は 「 国 鉄 」

一、労組法七条の使用者は、雇用主以外の事業主であつても、自己の業務に従事させ、その労働者の基本的な労働条件等について、雇用主と部分的にはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にある場合には、その限りにおいて、右事業主は同条の使用者にあたると解される（最高裁平成七年二月二八日判決参照）。しかし、国鉄改革法上、承継法人の職員採用手続に関し、設立委員には国鉄に対して職員の募集にあたってその労働条件と採用基準を提示する権限及び国鉄から提出された名簿に記載された者の中から採用者を決定する権限があるにすぎず、採用候補者の具体的な選定行為及びこれに基づく名簿作成行為自体は国鉄がその責任と権限に基づいて行うことが定められているうえ、設立委員において国鉄が行使する右権限を規制しうる規定も存在しないことを併せ考慮すれば、設立委員は、採用候補者の具体的な選定及びこれに基づく名簿作成過程を現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にはなかつたものと認められる。したがつて、昭和六二年四月一日の採用に関する国鉄の行った採用候補者の選定及び名簿作成に不当労働行為に該当する行為があつたとしても、その行為に関する労組法七条の使用者としての責任は、専らこれを行つた国鉄が負うべきものであつて、設立委員、ひいてはJR各社がその責任を負うべきものではない。

### 二、承継法人の職員の採用に関する国鉄の立場は設立委員の補助機関の地位にあつたと解釈すべきであるとの主張について

国鉄改革法二三条は、承継法人における労働契約関係の創設を段階的に行うものと定め、各段階における設立委員及び国鉄の権限の範囲並びにその主体を法定しているものと解すべきであり、また、設立委員の権限は、同法によつて特別に付与されてその範囲も法定されていることからすれば、本来設立委員のなすべき手続の一部を国鉄に委ねたとして、国鉄は設立委員の補助機関の地位にあつたとはいえない。

国鉄改革法の立法過程における大臣等の答弁は、法案説明のために便宜的に用いられたもので、厳密な意味で設立委員と国鉄との法的関係を定立するものとはいえない。

三、国鉄とJR各社は実質的同一性を有するから、JR各社は不当労働行為責任を負うとの主張について国鉄改革関連八法に基づくJR各社の設立主国鉄の清算事業団への移行が、およそ違法又は不当な目的をもつてなされたといえないことは明らかであるし、国鉄とJR各社との間に実質的な同一性があるといえるのか自体にも疑問がある。

四、清算事業団の目的、業務の範囲が限定されているから、救済命令の名宛人を清算事業団にすることは不適当であるとの主張について労働委員会は、使用者の行為が不当労働行為に該当するかどうかの判定について裁量権を有するものではないし、救済方法の内容の決定については広汎な裁量権を有するとしても、これとても全く無制約なものではなく、法令上の制約を受けざるを得ないのであるから、国鉄、ひいては清算事業団に対する救済命令が、清算事業団の目的等に照らして一定の制約を受ける結果になつたとしても、やむを得ないというべきである。

五、国鉄改革法二三条の採用手続のもとで行われた不当労働行為について、その救済が実

質的に否定されるような結果になれば、同条自体が憲法二八条、ILO九八号条約、国際人権A規約に違反するとの主張について

憲法二八条は、労組法等の法令により具体化された権利を超えて、労働契約関係の存続又は創設を強制しうる権利を保障しているとは解されない。また、国鉄が行った不当労働行為に対する救済は、国鉄、ひいては清算事業団との間でなされるべきもので、一切救済が受けられないわけではないことからすれば、国鉄改革法二三条は、憲法二八条、ILO九八号条約、国際人権A規約に違反するということはできない。

#### ◇資料4 中央労働委員会会長談話（平成一〇年五月二八日）◇

### 誠に遺憾、今後の対応を検討――

本日、東京地方裁判所は、国労組合員に係るJR不採用事件について、中労委の救済命令を取り消す判決を言い渡した。

判決の詳細な内容は承知していないので具体的なコメントは差し控えたいが、国鉄民営化に関連した諸法規について中労委命令の示した判断が、裁判所に理解されなかつたのは試に遺憾である。判決の内容を検討し、今後の対応を決めることとしたい。

なお、国鉄からJRへの移行時における労使紛争は、発生以来一〇年余り経過しているが、今回判決のあつた事件以外にも、なお多くの事件が全国の労働委員会及び裁判所に係属しているところである。労使当事者は、旅客や貨物を輸送するという極めて公益性の高い事業・業務を担つており、そこでの労使関係の安定が強く望まれるところであつて、本日の判決を契機に、今後、両当事者が、国民世論の支持の下に、これらの紛争の早期かつ全体的な解決に向けて、尽力されることを改めて切に要望する。

#### ◇資料5 談話（JR北海道会社）◇

### 東京地裁の関係者の努力に敬意――

本日、東京地方裁判所民事第一一部において、当社が中央労働委員会を被告として訴えていた、いわゆる国労北海道不採用事件（平成六年（行ウ）第八号）について、当社勝訴の判決がありました。判決に至るまでの間の東京地方裁判所の関係者のご努力に敬意を表するものであります。

この不採用問題は、国鉄改革の基本フレームに関わる問題として労働委員会及び東京地方裁判所で争われてきたものであります。本日、東京地方裁判所において、当社が一貫して主張してきた国鉄改革法の解釈、すなわち、新たに設立された当社は国鉄が行つた行為について責任を負うべき立場にない旨が改めて認められたことは、極めて妥当、かつ意義深いものと考えております。

#### ◇資料6 談話（JR西会社（要旨））◇

### 国労の運動方針転換を期待――

ご案内の通り、国労は当社に対し、本事件を含め国鉄改革を認めない立場に立つことに起因する紛争を提起し、これが継続する状態にあります。当社は既に、国労が国鉄改革及び国鉄改革法を事実としてのみならず、理念を含め全面承認し、当社への協力を具体化するなど、相互理解を深めるための努力を行っていくとすれば、当社としても労使関係の一層の正常化に務めていく考えである旨明らかにしてきました。

本判決を機に、国労が明確に運動方針を転換し、労使関係のより良い発展に寄与する努力を行うことを期待します。

#### ◇資料7 労働大臣談話（一九九八・五・二八、要旨）◇

#### 判決契機に早期解決を期待――

2 判決の内容に見解を述べる立場にはありませんが、関係者間で、本判決を紛争解決の契機として、早期に紛争解決に向けて努力されることを期待しております。

#### ◇資料8 新社会党「声明」（一九九八・五・二八）◇

#### 勝利めざし、ひるむことなくたたかおう――

本日東京地方裁判所民事第一一部と民事第一九部は、日本労働運動史上最大規模のJRによる不採用事件について、国労敗北の不当な判決を言い渡した。

新社会党は、人権をふみにじり明白な経営責任を免責するこの反動的判決に怒りを込めて抗議するものである。

本事件は一年前の分割・民営化の際に、国の政策によって引き起こされた国家的不当労働行為である。その実行責任者は、幾多の労働委員会命令に示されているように、JR各社以外にない。

事件発生から一年余、職場を奪われ、辛酸をなめながら人間の尊厳の回復をめざして闘ってきた労働者にムチ打つ判決は、絶対に容認できるものではない。

政治の総保守化・反動化に連動した司法の反動化や、首切りの自由化を断じて許さない立場で、国労の皆さんの一層の奮起に期待するとともに、全国全産業の労働者の連帯した怒りの結集を呼びかける。最後の勝利の日をめざし、ひるむことなく闘おう。新社会党は全国的に国労の闘いを支持し、共に歩む。

#### ◇資料9 社会民主党幹事長 伊藤茂（一九九八年五月二八日）◇

#### 解決のための話し合に入れ――

一、本日、東京地裁民事一部と一部がJR採用差別事件について、判断と判決を言い渡した。地労委、中労委の審理経過からして、JRの不当労働行為責任が認定されなかつたことは、遺憾であるといわざるをえない。

二、しかし、本問題は、発生以来既に一年余りを経過し、解雇された人々や家族は極めて厳しい状況下におかれしており、大きな社会問題となっている。人道上からも一刻も早い

解決が必要である。

三、本日の判決を機に、労使双方とも裁判の勝ち負けにこだわらず、また、過去の経緯は経緯として、早急に解決のための話し合いに入るべきだと考える。

四、また、四月一四日参議院本会議における橋本総理の答弁を踏まえ、政府としてもこの事態を座視することなく早期解決のために積極的に乗り出すべきである。社会民主党は、今後とも政府への働きかけをはじめ、早期全面解決に全力を上げる。

## ◇資料10 民主党幹事長 羽田 孜（一九九八・五・二八）◇ 判決契機に解決はかれ

この一〇年余におよぶ紛争の間、再三にわたり、運輸大臣、労働大臣並びに中労委は、労使双方に対し、話し合いのテーブルにつくよう、働きかけてきたがいずれも実現しなかつた。

本日のこの判決の機会を逃がせば、解決への途がさらに遠のこと懸念される。会社・組合双方はこの判決を契機に、当事者はもちろんのこと、家族や子供たちの将来を考え、人道上からも一日も早い解決を行うよう、誠意を持つて解決をはかる姿勢を示すべきと考える。

また、政府は関係当事者を話し合いの場に着かせるなど、早期に解決が図られるよう努力することを強く要望する。

## ◇資料11 「東京地裁判決」に対する見解（JR連合）◇ 国労は路線転換はかれ

本日、東京地方裁判所においてJRへの採用事件に対する判決が言い渡され、JRの使用者責任はないとして、改革法二三条の採用手続きの下でのJRの不当労働行為責任が否定された。おそらく、敗訴となつた中労委（国労）側は、今後、高裁への控訴を検討することとなると思われる。

しかし、国鉄改革から一年を経過した今日のJRの状況や、さらに今後も司法の場で争いを続けることは、救済申立者の四五裁前後という高齢化やその家族のおかれた状況を考えると、この際、国労としては、このような改革法二三条に関わる司法の判断が示されたことを契機として路線の転換を図るべきである。この問題の基本的な解決は、JR内における健全な労使関係の確立と労使の信頼関係の回復なくしてありえない。そのためには「昨年「分割・民営化を認める」とした国労の表明を裏付けるための路線変更の機関決定、組合機構改革等をはじめとした具体的な運動実践が不可欠である。

このような国労の運動の展開がなされるならば、JR連合としてはこの判決を契機に司法の場によることなく、行政の関与によって早急に最終的な解決がなされることを望むものである。但し、この採用問題は一旦整理がなされた問題であり、その解決にあたっては「新たな雇用問題」として位置づけることが前提である。その際にも国鉄改革の経緯を十分踏まえ国鉄改革の前後を通じて雇用対策や会社経営基盤の確立に向けて努力してきたJ

R連合下の組合員の立場や、心ならずも国鉄を去らざるを得なかつた人たちの気持ちを踏みにじるものであつてはならない。

我々JR連合は、これまでJR発足一年の大きな成果の上に立つて、さらに二一世紀の輝ける鉄道創りをめざして、JR内の良好かつ健全な労使関係の構築とJR労働者の総結集をめざすものである。

#### ◇資料12 談話（中労委労働者委員 鳩田一夫）◇

### 判決は遺憾、中労委は強い態度で対処を

判決は、労働委員会の救済命令を基本的に退けており、誠に遺憾である。  
不当労働行為救済制度を拒否し、労働委員会の命令を尊重しない、裁判所の姿勢に強く抗議をする。

リストラや持株会社設立などが進む今日、継承法人の使用者責任を否定したことは、労働組合全体にとっても与える影響は大きい。

このうえは、中労委は公訴等強い態度で臨むとともに、十年を上回る争いに終止符を打つべく、早期解決に向けて、労使双方に強く働きかけるべきである。また、政府は、この事態を座視することなく、解決に向けての努力を傾注すべきである。

#### ◇資料13 解説（朝日新聞、五月二八日夕刊）◇

### 不 当 労 働 行 為 の 責 任 、 宙 に

十一年余に及ぶJR採用差別紛争の最大の争点は、国鉄が作成した採用者名簿に組合差別という労働組合法違反の不当労働行為があつた場合、JRに使用者責任が及ぶか否かだつた。この点について、東京地裁民事十一部は「及ばない」との判断を示した。他方、同十九部は、責任が及ぶ余地があるとの含みを残しながらも、十一部と同様に中労委命令を取り消した。

結果として、国鉄改革法の規定を論拠に、「名簿に載らなかつた者をJRの設立委員が採用するのは不可能」「国鉄の法人格を継承したのは国鉄清算事業団で、別法人のJRに責任が及ぶ余地はない」とするJR側の主張が事実上、支持されたことになる。

逆に、国鉄とJRは実質的に同一とする国労の主張や、国鉄をJR設立委員の補助機関と位置づけてJRに責任があるとした中労委の主張は退けられた。

だが、採用者選定で、国労など三組合と他組合の間に露骨な差別があつた事実は消えない。地労委、中労委も認定した大規模な不当労働行為の責任がJRにならないとなると、いつたいだれが責任を負うのか。責任は清算事業団にあるといつても、事業団は今年十月に消滅する。ミステリーの題名ではないが、「そしてだれもいなくなつた」ということになりかねない。

労組法の適用を排除、遮断するような国鉄改革法の仕組み。そこに隠された国労解体という当時の政府・自民党の政治的意図が、改めて浮き彫りにされたとも言える。

清算事業団を解雇された人の多くは、いまも委員会の救済命令を支えに、アルバイトな

どで耐えながらJR復帰を求めていた。救済命令の取り消し判決は痛烈な打撃だろう。命令を否定された中労委の衝撃も大きい。不当労働行為による権利侵害から労働者を守る労働委員会制度が揺らぎ、存在意義が問われるからだ。

ちょうど一年前の二十八日、同じ東京地裁（民事十一部）は早期、抜本的な解決を図るべき時期だ」として、JR各社と清算事業団、中労委、国労の四者に和解を勧告した。JR側の拒否で和解を断念した今年二月にも、「判決のいかんにかかわらず、解決への尽力を切望する」と述べた。

法律論争はともかく、長期紛争はこれ以上放置できない人道上の問題であり、JRの安全やサービスにもかかわるという認識から、具体的な解決努力を促したものだ。それはおかたの国民の思いでもある。

一方で、この事件は国鉄改革の「負の遺産」ともいわれ、政治に大きな解決責任がある。全国三百六十を超す自治体議会も政府の努力を求める意見書を採択している。

橋本龍大郎首相は国会答弁で「判決が問題解決の契機になり得ると考えられる」と述べ、解決に努める意向を示した。政治主導で和解を図るべき、まさに政府・与党の出番である。

#### ◇資料14 全労協・声明◇

### 一日も早い職場復帰と不当労働行為の根絶を

本日、東京地方裁判所民事二一部（北海道・九州の採用差別事件、萩尾保繁裁判長）と民事一九部（東京・神奈川・静岡・宮城、福島の採用差別事件、高世三郎裁判長）は判決を言い渡した。一九部の判決はJRの不当労働行為責任を認めたが、一部はこれを否定する判決内容である。

一九部の判決は、改革法のもとにおいても、国鉄が名簿の作成において国労組合員を排除し、そのことを設立委員が認識し又は認識可能であつたならば設立委員ひいてはJRが責任を負うべきものとし、「改革法二三条によりJRが責任を負う余地はない」とするJRの主張に対しては、「改革法をもつてしても労働組合法七条の規定の適用を排除することは許されない」としてこれを排斥した。（しかし判決は、救済方法としては「採用手続きのやり直し」を命ずるべきとして中労委命令を取り消した）

これに対し、一部の判決は、国鉄改革法全体の構造と国会審議の経過などを一切無視し、改革法二三条を形式的に解釈して、国鉄が作成した「名簿」に不当労働行為が存したとしても、その責任は国鉄（清算事業団）が負うべきであり、JRには責任がないとしたものである。このような判断は、不当労働行為の救済機関として存在し、幾多の救済命令を出してきた地方労働委員会、中央労働委員会制度を無視するばかりでなく、厳然として存在したJRの史上空前ともいえる不当労働行為を免罪するものである。全労協は、満心の怒りを持つて抗議するものである。

国労組合員が職場を奪われてから一一年、不当解雇されて八年が経過した。この間の本人と家族の苦しみは筆舌に尽くしがたく、一刻も放置できない。

政府は、この事態を座視することなく、政・労・使の話し合いによる解決を決断するよう強く要求する。

全労協は、今日も続いているJRの不当差別に断固抗議し、不當に解雇された仲間の一日も早い職場復帰とすべての不当労働行為が根絶される日まで、国労を始めとするすべての共闘の仲間と共に闘うことを明らかにする。

#### ◇資料15 談話（全国労働組合総連合 事務局長 熊谷 金道）◇

### 政府、JRが責任をもつて解決を――

1、本日、東京地裁民事一部と民事一九部は、国鉄の分割・民営化の際に国労組合員がJRに採用されなかつたことを不当労働行為としてJR各社に救済を命じた中央労働委員会命令を不服としてJR各社が起こした行政訴訟において、中労委命令を取り消す不当な判決を言い渡した。

2、一九部（国労本州事件）の判決は、改革法のもとでも、国鉄が採用名簿の作成において国労組合員を排除し、そのことを設立委員が認識し又は認識可能であつたならば設立委員ひいてはJRが責任を負うべきものとしてJRの「使用者責任を認め、さらには「改革法」をもつてしても労働組合法の不当労働行為責任規定の適用を排除することは許されない」との判断をおこなつた。しかし、判決は「採用の手続きのやり直し」を命ずるべきであつて、「採用」を命じた中労委命令は限度を超えるものとして不當にもこれを取り消した。

3、これにたいして一部（国労北海道・九州事件）の判決は、国会審議の経過や不当労働行為など事実認定を全く無視し、改革法二三條を形式的に解釈して、国鉄が作成した「名簿」に不当労働行為があつたとしても、その責任は国鉄（清算事業団）が負うべきもので、JRは責任がないとした。これらの判決は全く不當判決であり、労働委員会制度すなわち不当労働行為救済制度を否定するものとして強く抗議する。

4、本日、東京地裁において国労採用差別事件について二つの判決が出されたが、全労連は、これまで一〇四七名の解雇を国家的不当労働行為として政府・JRの責任において早期解決を求めてきたところである。一年におよぶ一〇四七名の解雇者とその家族の苦しみは一刻も放置できない。

全労連は、あらためて政府とJRが責任もつて早期解決にとりくむことを要求する。国民世論のいっそうの結集をはかり、これまで共にたたかってきた国労と全労の共同をつめる。継続している民事一九部の全勤労採用差別事件での勝利のために全力をあげる。

今日の判決は何でもありません。私たちの目的はただ一つです。それはなんとしてでも最後まで世の中に正しいことが何なのか示せるまでがんばって戦うことです。だから明日からまたがんばりましょう。最後まで。

#### ◇資料16 お父さんへ（一九九八・五・二八）◇

お父さんを尊敬している娘より

### 明日からまたがんばりましょ――

# アメリカンバブル「崩壊」に危機感

一 日 経連総会で会長が言及

**二つの会議** 五月一四日、「労資」の二つの会議が開かれた。午後一時三〇分から始まつた日経連第五〇回総会と五〇周年記念集会、片やユニオン「連合」の中執と参院選連合候補第四次出陣式である。三十代の若い労働者諸君には想像もつかないことかもしれないが、かつて「労」（労働組合・総評）と「資」（日経連）は、①賃金・労働条件、②労資関係、③平和と民主主義、憲法のあり方で根本的に対立した。その焦点は、職場闘争、反合理化闘争そして賃金論であり、労働運動の路線総体としては搾取にもとづく階級闘争論、つまり労働者と賃金労働者は非和解的存続というものであった。

日経連誕生は一九四八年、いらい日経連の考え方へに変化はない。しかし、労働運動主流の考え方へは変わり、日経連と違いがなくなつた。これが、こんにちの労働運動のだらしさ、力を失つた原因である。

**三つの危機** 日経連総会に新味はなく、新たな危機に七転八倒しているのが実態だ。といふのは日経連はこの二、三年おのれの戦略方針として、①新しい日本の経営、それにもとづく②ブルーバード・プランを定めているが、その実行が①急激な失業率上昇、②インドネシア政治危機をもたらし、他国への波及も必至となつたアジア金融危機、③日本社会のすべての面にわたる構造変化によって破たんの局面に入っているからだ。「どうしていいか分からぬ」との自信のなさが日経連会長のあいさつだった。危機克服の方策、ブルーバード・プランの意義付けを日経連専務理事に求めたが、専務理事はまったくといつていほど、これにはふれなかつた。日経連内部の矛盾が深まつてゐるのではとの印象だ。

日経連総会最大の特徴は三つの危機を言外におわせたことだ。

その第一は、会長が「アジア経済も予断を許さず、またアメリカ経済も今年後半以降、調整に入るかもしれないことが予想され」と述べたことだ。昨年夏以降のアジア金融危機で永遠に成長しつづけるかにいわれた東アジア経済はガタガタ。そこから引き上げられた資金がアメリカ金融市场に向かい、アメリカ経済は株式市場のバブルから土地・不動産バブルを過熱させている。日本の一九八九年、さらにはアジアの一九九六年の状況と瓜二つ。日経連幹部はその当事者なのだから、アメリカを人事に思えないのだろう。

第二は、規制緩和、金融ビッグバン等に象徴される構造改革で、「景気の一時的下降と失業の増加は避けられない」と、失業率六・七%を示唆したことだ。日経連は周知のように、総資本・財界の労務対策指令部で、その司令官の会長が、六・七%の失業率に言及したことはきわめて異例なことである。

第三は、ムキダシの資本主義（メガコンペティション＝大競争）と情報通信革命によるすさまじい合理化の進展で、「人間のふれあいの阻害」、「人間性の疎外」の進展を憂えていることだ。

この困難を開拓する道が日経連流には「日本の労資関係は世界に誇り得る貴重な社会的ソフト」と新たに表現された、日経連が創設いらい掲げてきた「労使関係は社会の安定帶」、「労使パートナーシップ」論である。

## 「春闘」は変質

「労資パートナーシップ」、「労資安定帶」論がいかに作用し、「危機突破」に有効に働いているかを示したのが、会長挨拶と専務理事が報告した労働情勢だった。

第一。日経連会長は九八春闘について、「今、春闘無用論があるが」と前置きし、春闘は当面、絶対必要と今日の春闘について、「今、春闘無用論があるが」と前置きし、春闘は

「労使双方が情報を共有化し、お互いの学習効果を開陳しながら賃金のみならず人事待遇制度、その他労働に関する万般の事項についても話し合いを進める場として、春闘は国際的にも評価されている貴重なシステム」と。

第二。専務理事はさらにくわしく九八春闘の特徴（①過去最低の賃上げ率、②横ならび排除、各社の業績、生産性に応じた自己責任型賃金決定、③総額人件費かんりの徹底、④鉄鋼労連の複数年協定、⑤純ベア方式の排除、⑥人事待遇制度の年功序列から成果主義への変化の強まり）を指摘しながら、春闘のあり方について、次のように述べていることだ。

「こうした中、春季労使交渉について、賃金に過度に注力することなく、国民生活の質的改善や企業、産業、国家のあり方など、広い視点に立って諸課題を話し合う場へと変容すべき時であり、またその胎動が強まりつつある」と。

第三。連合が進める「個別賃金要求」は労資の力関係をぬきに考えれば、労働者の賃金論として否定されるべきではない内容をふくんでいる。しかし、今日の賃金論をめぐる情勢は、経営者は成績・成果主義を至上命題とし、労組も連合の主流組合であるJCは企業経営強化の立場から①裁量労働、②変形労働、③深夜・休日勤務をすでに認めた上での個別賃金要求であるから、個別賃金要求の主張は①中高年の賃金を引き下げ、②若年労働者層にも競争激化で賃金引き下げの結果しかもたらさずにはいないのである。

「個別賃金要求には日経連も反対している」と、これに同調する動きもあるが、日経連はすべて賃上げ要求には「反対」であることが強調されねばなるまい。

これにたいし、ユニオン連合の「九八春闘のまとめの（案）」では、①経営側の「横並び賃金否定」をはねのけた、②格差拡大防止できた、③初任給、年齢別最賃などミニマムで取り組みは若干ではあるが前進とし、マイナス成果に①実質賃金確保にいたらず、②取り組み方式が複数で相場がわかりにくいくとの意見という。これ以上、わかりにくい「まとめ」もあるまい。

なお連合は、春闘の今後の進め方として「実態把握、具体的な情報公開の基準など個別賃金方式への移行のため、新たな工夫や合意が求められている」と、要求方式の変更に含みを残している。

ちなみに、連合の中央執行委員会は第二木曜日、その後、会長や事務局長の出席で記者会見がおこなわれるが、記者の質問は副業の政治問題ばかり。本業はいつたいどこへがいつものパターンである。労働組合強化には、連合内の政党支持のちがいをこえ、労働条件（もちろん賃金含む）の突き上げが何よりも必要である。

（労働運動研究班）

## ◇ 編集部 だより ◇

▽取材におわれっぱなしの今日この頃。五月二八日は朝九時に東京地裁へ。判決前後を見聞し、国労本部。そして午後三時四〇分からの「抗議」の日比谷集会。ここを午後四時二〇分に退席、神奈川県の平塚市へと。この日の帰宅は日時が替わっていました。

▽東京地裁判決に関する資料はほぼ掲載。JR七社すべてが見解を表明、内容は北海道会

社と同じです。西会社が特徴あるコメント。資料17は本号編集を終えたところで飛び込んできました。取材して巻末に掲載しました。▽翌二九日、国労本部婦人部長の机の上で輝いていた「お父さんへ」の手紙のコピーを、見せてと一読。目頭が熱くなりました。国労本部のみんなもそのようです。コピーし、本誌11ページに掲載させていただきました。

## 世界をゆさぶるアジア

—金融危機、政治危機、核実験—

アジアが世界の経済と政治を揺さぶっている。

震源の第一は、昨年夏から始まつたアジア金融危機の勃発である。アジア諸国はメガコンペティションに乗り遅れまいと、外資導入のため資本コストを切り下げる規制緩和の先頭を走りつけた。東アジアの経済成長はアングロサクソン諸国の成長と相まって、新たな資本主義の時代の幕開けであるかのように、バラ色の夢をふりまいた。

突然の破局が襲つた。高度成長の維持にともなうバブルの発生とその破裂である。一九九〇年いこうの日本の再来である。通貨は対ドル比で半分以下に下落、バランスシート上の資本サイドはめちゃくちやにこわれてしまった。

第二は、IMFの介入である。IMFは援助と引き替えにこれら諸国に緊縮財政を強要した。国家の主権を奪いとするがごとく財政赤字を減らせ、輸出をふやせ、合理化を強めろと。通貨が下がれば輸入価格は上昇し、国内物価は高騰し、合理化は企業閉鎖・縮小を加速し、失業者を累増させる。経済はめちゃくちやになるから、外国資本は次つぎと逃げ出し、それがまた経済・金融危機を激化させた。

第三は、インドネシアで経済・金融危機が政治危機に発展。あつという間に三二年つづいた「スハルト体制」を崩壊させたことだ。その背後に物価値上げとスハルト一族支配があつた。アジア諸国は今、インドネシアと同じ状況下にある。お隣の韓国では際限ない首切りに抗し、民主労総が大規模なストライキを開始した。タイでも経済はほとんど崩壊状態にある。

スハルト退陣でインドネシアは安定することはない。IMF支配は国民生活を圧迫するばかりでなく、欧米文化とイスラム文化の矛盾をさらに激しくせざるをえないからだ。問題はこれからなのである。

第四は、インド、パキスタンの相次ぐ核実験強行である。経済力と軍事力、さらに核支配によつて支えられたG7の世界支配は思わぬところでホコロビをみせた。

第五は、日本金融システム不安がアジアの経済・政治混乱でさらに加速させ、アジア発東京経由の世界恐慌の不安を増幅させる可能性を強めていることだ。

インドネシア政治危機で、政府、自民党は自衛隊機を派遣することだけに終始した。周辺事態は中国、その他のアジア諸国に旧日本帝国陸・海軍の亡靈を現実のものとし始める。アンゴロサクソン諸国はFRBのグリンスパン議長にいわせれば「百年に一度あるかないか」の好景気に酔つ払つてゐる。もしこれがバブルの結果だとすれば。日本に金融システム不安をもたらし、アジアに金融危機をもたらしたバブル崩壊は、アメリカのバブル崩壊で世界をどこにつれていくのだろうか。

(伊勢 太郎)

# 『科学的社会主义』誌の発刊

—「再建・社会主義協会」が出発・進行—

混迷する社会・労働運動に展望を示すためには、改めて現代資本主義を徹底的に分析し、解剖するなかから現代の社会主義の思想、理論そして運動の路線を確立しなければならない。この場合、思想闘争が重要な地位を占める。このたたかいの武器として、ときによつては団結の城として、月刊誌『科学的社会主义』が発刊された。四月下旬の第一号（五月号）ついで第二号（六月号）がすでに読者のもとへとどいている。

『科学的社会主义』の発刊の背景には、総評と旧社会党の右傾化そして解体の過程のなかで、これとたたかうべき方針をもたず、ただただ評論家のや日和見主義の政治姿勢を続ける旧社会主義協会との決別のあつたことはいうまでもない。旧協会の現実は、戦前からの労農派の伝統と協会における山川均、向坂逸郎両先達を先頭に多くの同士が築きあげた日本における社会主義の思想と理論を食い潰すことになつてゐる。ことに協会中央指導部の実践とかけ離れたサロン化は多くの活動家に分散化と學習の意欲を失わせている。

『科学的社会主义』は、監修者に近江谷左馬之介元九大教授と塚本健元東大教授を迎えて、旧協会の背教者的姿勢に対する総括のなかから発刊されている。そのために第一号では、「科学的社会主义とは何か」（坂牛哲郎）、「社会主義協会の再建に期待する」（伊藤誠）などの論稿が光つてゐる。さらに「労農派と社会主義協会」の歴史的総括にも着手してゐる。この総括は当然、旧社会党的解体への反省に結びついてゆくであろう。

第二号（六月号）は、「今日の帝国主義と多国籍資本」の特集を掲載しており、いよいよ現代資本主義の分析に入したといえる。「現代帝国主義論への挑戦」（津和崇）と「多国籍企業の歴史的展開と上部構造」（津野公男）は労作といえよう。

科学的社会主义者の思想集団である再建・社会主義協会の着実な出発進行は、多くの活動家を生み出し、理論戦線上でも若手の有能な学者・理論家を輩出してゆくことにならうし、またそのためには総力を結集しなければならない。

## ◇ 読者からのおたより ◇

くずれる産別闘争 労働条件を産別で規制し、向上させていくという運動が崩れかけています。九八春闘の私鉄大手への回答とその妥結は、何よりもそれを表しました。景気動向と企業経営の内容によつて賃金を決定するという要因をみとめたことは、今後の中小労組の闘いに重大なマイナス要因を与えてしまつたと思えます。そればかりか、資本主義的竞争に対抗する労働運動の衰弱は、職場における人間関係やさまざま意識に変化として表れ、それが次の運動の弱体をまねくかも知れません。

（私鉄労働者・M）  
編集部より 春闘回答の一覧表に驚かされました。A方式、B方式、さらに平均方式とあります。

A方式は純ペアでB方式は個別、平均方式は従来要求とか。私鉄では一人平均と標準方式で額が示されておりました。ナンジャこれはが、職場の気持ちのようですね。

参院選 送金遅れですみません。参院選二%クリアに向け全力で闘い抜きます。

（新潟・O）

ぶつけ合う事 最近、議論があまりできない。うまく言えないし、あの人気が言つたらそのとおり思つてしまふとか、ないでしようか。思つてゐる事は腹に納めるのではなく、やはりぶつける事が大

切と思います。

編集部より おっしゃるところです。社会全体が揺れ動いています。経験はむろん大切です。しかし、その経験も情勢と照らし合わせ生かされるのでしょうから。

引き続き購読 職場再編で四月から前に住んでいた所へもどることになりました。引き続き購読します。新住所は下記のとおりです。

（北海道・A）

編集部より 職場の再編合理化すさまじいですね。お身体大切にがんばって。

（兵庫・M） 情勢 情勢は私たちの方に流れているはずですが、運動は遅々として進みません。あせりをおぼえます。新住所は下記のとおりです。

（山形・A）

編集部より 司令塔がないことが主な原因です。運動は現在の社会のしくみがつくつてくれるのですから、あせらず迫力と気迫、気概もって、身近なところから始めよう。

（福井・A） 聞い続ける 支援共闘会議総会にご参加いただきありがとうございます。およそ一八〇名の参加で大成功を納めることができました。集会アピールで確認されたとおり、労働者の権利に対する侵害を打ち破り、富国生命闘争に勝利するため、抗議行動も今後は全国展開を予定しております。

（富国生命支援共闘会議・望月すみ江）

編集部より 最高裁判決を守らない富国生命に腹立たしさでいっぱい。一日も早い職場復帰のために力合わせましょうよ。

（大阪・M） 距離を置きたい 私は社民党に属しているせいか、最近は「通信」を読んでも勇気づけられるよりもイライラすることの方が多く感じています。この際、距離をおきたく感じています。（大阪・M）

（福井・A） 編集部より 読んでいて少し悲しくなりました。なぜイライラされるのでしょうか。その原因をここ十数年の労働運動、社会党の動搖を軸に整理されてはいかがでしょうか。スッキリされるとと思うのですが。初心に帰りがんばりましょうよ。

政治の流れを変えよう 山野は賑わいが活発になりましたが、橋本政権は、一六兆円のバラまき追加にもかかわらず種の実りはいかほどかと、内外から批判も強まっている様です。庶民生活救済には財政構造改革と称して目をつむり、銀行救済には三〇兆円の大盤振舞い、はてはアメリカの一言で同改革はタナ上げ、我が政権がどこを見て政治をやつているのかが象徴的に現れたものでしょう。自民党的独走を許さない為（チェック機能を働かす）と、どこどこまでもベッタリくついて来た社・さんはコテ先の小さな問題に顔を立ててもらい、新ガイドライン問題を含む、こうした国民生活の根幹をなす政策にはむしろ自民党的悪政を助長するものであつたような気がしてなりません。かと言つて、正義を唱えて旗揚げした新社会党もまだまだ伸び悩み、財政、組織力共に影響力を發揮できるのは今すこし先の事の様です。（かと言つても、小生も党員ですが）。

（福井・A） 裏で糸引く、労組幹部（指導部）も、相も変わらず政治の舞台に舞い出でては失敗、組織率の低下や戦後最悪の失業率の問題や春闘・労働者関連法案の改悪に対し鬨いは誰が責任をもつて組織するのかと言つた有様……というのが現状ではないでしょうか。

（福井・A） 間もなく参院選、そして明ければ地方選と今年は選挙の年、小生一地方議員として来春は四期目のチャレンジ。支部組織と機関紙拡大に取り組む一方、地元の後援会固めもぼちぼち開始したところです。

（福井・A） 今年の選挙を通して、新社会が社会に認知され、旧社会の良き伝統を継ぐ政党としての一歩になれるかどうか、貴誌のアドバイスとご支援もよろしく。

## 資料 17 運輸大臣、和解促す（『日経新聞』、五月二九日夕刊）

藤井孝男運輸相は二十九日の閣議後の記者会見で、JRによる国労組合員の不採用問題について「国労側が（JR側と全面対決する）方針を転換するのなら、政治的な高度な判断が必要な場面もあるう」と述べ、国労の対応次第では与党が和解を促す考えを示した。

（注）運輸大臣は「和解」の条件として次の四点をあげたという。

- 一、改革法（三条を認めること、二、他労組（JR連合、JR総連）との正常化、
- 三、JRを相手に訴訟をしないこと、四、訴訟の相手は清算事業団とすること。

（福井・A） 『日経』の記事にふれられていないので特記しておきたい。（編集部）